

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県消費生活センター
所在地	前橋市大手町1-1-1 県昭和庁舎1階北側
所管部局・課	生活文化スポーツ部 消費生活課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

消費者安全法、群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 県民の消費生活の安定及び向上を図る。</p> <p>(2) 設置当初の状況 欠陥商品による生命・健康被害、品質や原産地を偽る虚偽表示・誇大広告等、高度経済成長下において顕在化した消費者問題に対応するため、昭和43年に消費者の保護を目的とした「消費者保護基本法」が制定された。 また、昭和44年に「地方自治法」の一部改正が行われ、消費者保護が地方公共団体の固有の事務として位置づけられたことから、全国的に消費生活センターの設置が進められ、本県においても、「群馬県消費生活センターの設置及び管理に関する条例」に基づき、昭和46年1月、元群馬県産業会館内に同センターを開設した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 最近の製品事故や食品偽装、ますます複雑・多様化している悪質商法の手口など、消費者を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。 こうした中で、消費者被害の未然防止や拡大防止が重要な課題となっており、商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理にあたる消費生活センターの役割が一層重要となっている。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和46年1月16日
敷地面積(所有者)	270平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	群馬県昭和庁舎1階北側、270平方メートル(消費生活課占有面積)
建設費	—
備考	平成18年4月1日、本庁組織に編入、消費生活課業務と一体不可分

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	利用時間
一般	無料	平日…来所・電話相談／9:00～17:00 土曜…電話相談のみ／9:00～12:00、13:00～17:00 (日曜・祝祭日・年末年始は休み)
大学生・高校生	無料	

4 施設における実施事業

<p>(1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること</p> <p>(2) 消費者啓発のための講習会、講習会等の開催に関すること</p> <p>(3) 消費生活に係る商品のテストに関すること</p> <p style="text-align: right;">など</p>
--

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	30年度(当初予算額)	29年度(決算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)
歳 入 (1)	50	51	75	93	100
雑入(雇用保険本人負担分)	50	51	75	93	100
歳 出 (2)	54,600	47,119	47,397	44,822	47,901
常勤職員	32,559	25,765	24,436	22,438	23,586
非常勤職員	17,155	17,058	18,981	18,675	20,014
旅費	774	435	441	635	615
需用費	2,931	2,748	2,404	2,039	2,200
役務費	653	585	607	507	650
委託費	528	528	528	528	836
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 54,550	▲ 47,068	▲ 47,322	▲ 44,729	▲ 47,801
歳入・歳出の主な増減理由	・常勤職員の年齢構成の上昇(28年度及び29年度) ・非常勤嘱託職員数の変動(29年度から消費生活相談員が1名減)				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度
常勤職員	4	4	4	4	5
非常勤職員	9	9	10	10	11
合 計	13	13	14	14	16

7 施設利用の状況

区 分	30年度※	29年度	28年度	27年度	26年度
年間利用者総数(人)	2,396	4,372	4,032	4,505	4,644
有料利用者数(人)	—	—	—	—	—
無料利用者数(人)	2,396	4,372	4,032	4,505	4,644
目標利用者数(人)	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—				
利用者の主な増減理由	・県内の全市町村で消費生活相談が受けられる体制が確立した平成24年度以降、県の相談件数は横ばい・減少傾向であったが、架空請求の相談などが増えたため、29年度は相談件数が増加した。				

※ 見込数又は途中実績を記入(30年度は、9月末までの実績)

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてそのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・消費生活センターでは、県民の身近な暮らしの安全確保のため、消費者トラブルの早期救済に向けて、県民からの相談に対応している。 ・また、県民からの要請により、特に悪質商法のターゲットになりやすい若者、高齢者向けの啓発講座を実施し、消費者トラブルの未然防止にも努めているところである。 ・なお、消費者安全法10条1項により、県の消費生活センターは義務設置となっている。 </p>
指定管理者制度	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・指定管理者制度を導入するためには、県内に消費生活相談の資格を有する者を一定数有する団体が必要であるが、県内には、現状、そうした団体はない。 ・全国の指定管理者制度導入状況は、北海道のみである。 ・なお、平成29年度包括外部監査において、指定管理制度を導入すべきとする意見は出ていない。 </p>
業務等の見直し	<p> <input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない </p> <p> ・消費生活センターは県民の消費生活の安定及び向上を図るため設けられた公の施設であるが、平成18年度に独立した地域機関から、消費生活課の内部組織となっている。 ・上記のとおり、人件費・物件費等管理費用は可能な限り圧縮されており、効率的な運営を行っている。 ・さらに、平成27、29年度に非常勤職員を各1名減員するなど、経費を縮減している。 </p>